

天 領

会 報
第 1 4 号

1987年12月



大田 邇摩法人会

目 次

昭和六十二年度納税功労者表彰	1
《座談会》人形のモリシゲ 吾郷光夫社長を訪ねて	3
税を知る週間行事「意見交換会」	6
第一回クイズ おもしろ税ミナール開催	7
石見大田税務署人事移動	8
ミニ税務コーナー	8
税制改正の概要	9
ふるりの散歩路「史跡の里 石見銀山」	12
国税局長と中国地方法人会連合会長の対談	14
質問手帳	16
囲碁コーナー	16
企業訪問《昭和技研株式会社》	17
天領の秘話「朝鮮通信使とサツマイモ」	19
非違事例	21
税のこぼれ話	21
ストレッチャ体操	23
囲碁問題解答	23
編集後記	24

三瓶の雲海

国立公園・三瓶山のふもとの谷には、年間五十回から六十回くらい霧の海が立つ。それはまるで雲の海。真夜中に生まれた霧の海は、午前七時から十時ごろには、花のいのちのように、消え去っていく。

中国山地を水源にする江の川は、邑智郡邑智町粕渕で、大きくくびれて江津を日ざして流れる。江の川の両サイドにそびえる山々の起伏は、二百メートルから三百メートルの高さの、傾斜の鋭い谷をつくる。荒々しい谷は大気の動きがにぶく、昼と夜の気温の変化が激しい日には、重くなった空気が川にのしかかって、水蒸気にまじって濃霧となる。

銀色の霧は、さざ波を描き、山の起伏の尖端を弄ぶ。霧の動きがスローのときはお天気、霧の海が早く消えると雨の前ぶれだと、古老は伝える。

江戸時代の終わりに編さんされた三瓶十二勝の作者の一人、皆川愿は、新春の雲の海を「山は秀気をあつめ、雲端にそびゆ」と詠う。

(文・石村慎久)

昭和62年度

納税功勞者表彰

さる十一月十一日、大田
グランドホテルにおいて、
昭和六十二年度「納税功勞
者表彰並びに消費税申告納
税制度施行二十五周年記念
感謝状贈呈式」が開催され
ました。



当日の来賓として、出雲
総務事務所長、大田市長、
温泉津町長、仁摩町長をは
じめとした各種団体長の方
々のご臨席のもと、関係者
総勢八十三名の多くの方々

にご出席頂き、厳粛且つ盛
大に行われました。

中島統括官の開式の辞に
始まり、石見大田税務署三
浦署長より、森崎禎璋氏(南
森崎窯業所代表取締役)
岸本輝夫氏(岸本時計店々
主)の両氏に「税務

署長表彰」が、布引
進氏(布引引商店代
表取締役)、巨勢晃
一氏(巨勢時計店々
主)、福井登氏(福
乃家店主)、山尾悦己
氏(山尾酒店々主)
の各氏に「税務署長
感謝状」が、それぞ
れ贈呈された。

又、引き続き消費税
申告納税制度施行
二十五周年記念にあ
たり、天崎正一氏(名
丸天商店代表)に税
務署長感謝状」が贈
呈されました。

受彰された方々は、多年
に亘り申告納税制度の普及
と各種納税協力団体の育成
発展に努められ、納税道義
の高揚に貢献された方です。

三浦署長の式辞について
来賓の方々の祝辞を頂いた
あと、受彰者を代表して、
森崎氏より「感謝の意と今
後益々の申告納税制度の推
進と納税思想の高揚に努力
する」との挨拶があり閉会
致しました。

尚納税功勞者表彰式に引
き続き、広島国税局米田徴
収部長のご臨席を頂き、大
田邇摩地区納税貯蓄組合連
合会(会長伊藤章雄氏)創
立二十周年記念式典が盛大
に行なわれ、関係者に対し
て感謝状の贈呈が行なわれ
たのち、参加者ごぞつての
祝宴が催されました。

この祝宴には、米田徴収
部長さんもお臨席になり、
参加者一同大変和やかなう
ちにも賑やかに終了致しま
した。

税務署長表彰

○森崎禎璋殿

(邇摩郡温泉津町)

●大田邇摩地区納税貯蓄
組合連合会副会長

●温泉津町納税貯蓄組合
組合長

●大田邇摩法人会理事

●石見大田税務署管内納
税協力団体連絡協議会
副会長



○岸本輝夫殿

(邇摩郡温泉津町)

●温泉津町青色申告会々
長

●大田邇摩青色申告会連
合会副会長

●石見大田税務署管内納
税協力団体連絡協議会
理事



税務署長感謝状

○布引 進殿

(大田市大田町)

●大田遼摩法人会理事



○巨勢晃一殿

(大田市大田町)

●石見大田税務署管内物品税納税協力会副会長
●石見大田税務署管内納税協力団体連絡協議会幹事



○福井 登殿

(大田市大田町)

●大田遼摩地区納税貯蓄

組合連合会監事

●中町商店会納税貯蓄組合組合長
●大田市青色申告会理事



○山尾悦己殿

(大田市久手町)

●大田市東部青色申告会副会長
●大田遼摩青色申告会連合会監事
●石見大田酒販協同組合理事長



消費税申告納税制度

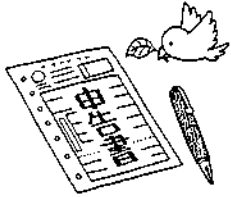
施行25周年記念

税務署長感謝状

○天崎正一殿

(大田市大田町)

●広島国税局間税協力連合会理事
●広島国税局石油ガス税納税協力会島根支部長
●大田遼摩法人会々長
●大田遼摩地区納税貯蓄組合連合会理事
●石見大田税務署管内納税協力団体連絡協議会理事



受彰のよこごび

○森崎禎璋殿

(南森崎窯業所社長)

このたびの受彰、身に余る光栄です。



○岸本輝夫殿

岸本時計店々々主

この度、表彰を受けましたことは、私個人のものではなく、会員の皆様と共に預りたものと思っております。今後はより一層納税思想の高揚に努力したいと思います。

(受彰者のみなさん 大田グランドホテルにて)

これも、ひとへに、会員の皆様の御協力によるものと、心より感謝致しております。この重みをかみしめ、今後は、会員の皆様と力を合せ、より一層の納税道義の高揚に努める所存でございます。

座談会

ふるさとへのアドバイス

人形のモリシゲ

吾郷光夫社長を訪ねて

十月十日(主) 大田瀬摩法人会広報委員会は、(株)モリシゲ社長吾郷光夫氏を訪ね、お忙がしい最中、ふるさとへのアドバイスをいただくため、座談会を催しました。

以下当日の対談内容の骨子のみを記載いたします。

リゾート計画

【渡辺】大田瀬摩法人会々報発刊に当り、当地方ご出身の著名な方々に「ふるさとへのアドバイス」と題しますシリーズを組んでおりまして、今回が四回目でございます。法人会の目的は、税知識の普及と経営の研究でございます。本日は広報委員会として来ております



ので、よろしくお願い致します。

【和田】この広報委員会を担当しております副会長の和田でございます。今日はよろしくお願い致します。

【吾郷】いつもお世話になり有り難うございます。今日の対談を大田商工会議所森吉専務さんよりお聞きし色々お話しを承り又「天領」という会報も、お送り頂き読ませて頂いたんですが、



んですが、昭和三十三年頃、グイエーの中内社長さん等とおつき会いをさせて頂いたんですが、その頃、スーパ―では化粧品類が目玉商品となっており、これではだめだと思いい商売をするなら価格のないものをしなければいかんと思いい、考えた末に人形の販売をしよう、これなら自分で価格を決められる。そうすればどんなに楽しいのかなあと思いい人形の販売を始めたんですが、これを製造直売にすればなおいいだろうと思いい先代の社長と手を組んで人形の製造販売を始めたんです。

【森吉】そうでございますか、大変だったんですね。【渡辺】大田市は現在三瓶を中心としたリゾート開発計画があります。国が総合保養地域として指定するわけですが、大田市と邑智郡の一部を網羅した大きな計画ですが、大変な資金が必要ですよ。

現在、先代と別れて、私が会社をやっておりますが、私の店舗十八の内の一つが火災を出しまして皆さんに大変ご迷惑をおかけしたんですが、その跡始末もやつと終ったんですが、毎年大田市民のまつり天領さんに陣羽織とか、子供のハチマキ付陣羽織等をお送りしていたのが今年は出来なかったのが心残りです。

【渡辺】もう一つは、大森の街並みが伝統的建造物保存の指定も受けることになりました。

【吾郷】私もリゾート計画を聞いておりますが、石見銀山については、古い建物等ですのでこれを引き継ぐ心が必要だと思いいます。

又、躍動的な息吹を感じるのは三瓶だと思いいます。リゾート地としては山も川も温泉も更に歴史もあり最適地だと思います。それと大田市は多くの市有地を持っておられるのでこれを開放してリゾート計画をするのは大変良いと思いいます。

【吾郷】私は、現在人形の製造販売をしています。最初は化粧品店の丁稚に入ったんです。そして関西大学へ行き、その間アルバイトで化粧品店に行っていた

【吾郷】私は、現在人形の製造販売をしています。最初は化粧品店の丁稚に入ったんです。そして関西大学へ行き、その間アルバイトで化粧品店に行っていた

座談会

ゴルフ場やテニスコート、野外温泉、温泉プールなど良いと思います。

【西村】そう思いますね。

【吾郷】それとお金のおちることがすなわち観光にもつながると思います。

【徳】仮に五百億使うならそれに見合う収入がないといけないという事です。

【吾郷】たとえば、彼岸の中日に三瓶の浮布湖で競艇でもやるとか、三瓶ダムを造るならその周辺を観光の目玉にする等を考えなければいけないと思います。

【森吉】そうですね。三瓶ダムを造るだけでなくその地域全体を観光地の一つにする必要がありますね。

大田市はイベントの町に

【吾郷】石見銀山にしても間歩を外から見てそれで終りではダメですね。せめて近くに茶店でもいいからなくてはいけません。

銀山から出た水を銀山水として開発し、素晴らしい水

ですよとPRすればそれだけでも収入になりますよ。

【渡辺】そうですね。今年になってチョンマゲで有名な温泉津町の河合さんが、銀山水を使ってソパ屋を始められました、好評ですよ。

【吾郷】そうですね。銀山加工水ソパでもいいんですよ、大田市はイベントの町にならないといけないと思います。たとえば島根県は高齢者が多いですよだとすれば市有地を開放して、シルバー大園くらい作れば良いと思います。定年退職された方に土地も家もお貸ししましょう。温泉あり、

又、四季を通じて素晴らしい国ですよ、どうですか大田のシルバー大園に住んでみませんか。というようにしたらどうかと思いますよ

こんな夢があってもいいのではないですか、それと高齢者であっても特別の技術を持っている人は大田市へ提携して頂くような事を考えればいいのではないですか。

【渡辺】コペンハーゲンに

今おっしゃったような年寄りだけ集って家を建てている集落がありますね。

【和田】三瓶の開発等についてお話しを頂いたんです

が、シルバー構想といつて逆転の発想ですが、そういうものが出来ると両親を思うものが出来ると両親を想い、家族、親戚等がどんどんやって来ます。市もある意味での市有地開放を大いにやってほしいと思いますね。



【吾郷】こういう事をすることから大田市の活性化の一つの原動力になるのではないのでしょうか。

又、大田市民のまつり天領さんも今年で七回目になるのですが、これも我が故郷大田市を心のふれあいの場として企画されたんだと思います。私は一日に一回は必ず誰かに島根県あるいは、大田市という形で

故郷の話をしてるんですよ。これも私は故郷に対して誇りをもっているからなんです。

道路網の整備

【徳】大田から瑞穂インターまでの道路を早く整備しないといけないと思います。

【吾郷】おっしゃるとおり近畿方面からの観光客より広島方面の観光客が多いならば早く整備する必要がありますね。

【西村】私は三瓶が国立公園の指定を受けたのは良かったと思います。それは指定のお蔭で自然そのものが



残ったと思います。したがって今後のリゾート計画にしても、これから出発するのに非常にベターじゃないかと思えます。

【和田】三瓶とか大森とか

色々お話しがたまりましたが、大田市は海岸線が長いのでそれに国道九号線は、黄線ばかりの生活道路でござい

ますので将来は、高速道路を設け、三瓶、大森、海岸線を一緒にした総合開発が必要だと思えます。

【吾郷】そうですね。海岸線で思い出したんですが、五十猛ではフカ漁がありますが、あのフカを使つての博物館とかショウを見せる

あるいは、フカの料理を提

供する等も大変おもしろいと思えますよ。

語り合う明日の大田市

【徳】今日こうしてお話しを伺っていると、いいことが沢山出てきますね。地元の人より市外からこられた方がものすごく良いアイデアをもって事業をやられるんですが、反面地元の人には古い伝統的行事にしても、昔のように、皆んなでやろうという意欲が欠けているように思えます。三瓶にし

座談会



でも三瓶を利用して収益を上げようという事は悪くないんですが、地元の方は、三瓶が現在どうなっている

のか知らない人が多いんです。たとえば三瓶に登ってみて下さい途中で一服しようという所に椅子等が置いてあったんですが、今は壊れたままの状態で放置してある、こんな事ではだめだと思います。

【吾郷】僕さんがおっしゃるように語り合うという事が反省の材料にもなり、大変良い事です。そこに地元の人も努力されておられると思いますが、故郷を愛する我々も何等かの形で応援しなければならぬという気持ちを持っていきますよ。自分の持っている情熱を皆様にお伝えする事により活性化の一助になればと思います。今日こうして、皆さんと大田市について語り合う、これは皆んな大田市



を思っておられるからですよ。【森吉】ほんとうに、こういう機会がないと反省しな

【西村】最近地元若者が目立つようになりましてその人達が、古い伝統的行事を復活させようという動きが出ていますよ。新しいイベントも大切だけれど古いものを大切にしようという事は、大変良い事だと思います。古い行事に新しいイベントを加えるという事はいい事だと思います。

代官山までの間に、商業祭・工業祭・農業祭というようにポイント／＼を継ぐような催し物をしたらもっと良くなると思うと言われましたよ。【森吉】大田町白体の催し物が少ないと言うわけですね。【僕】せっかく彼岸市に沢山の人が出てこられるので人に見てもらうなにかが必要だと思えますよ。【吾郷】おっしゃる通りだと思います。彼岸の中田と言えば私達子供のころは最高の夢でしたからね、これを衰退させてはいけませんよ。【森吉】我々も、もう少し頑張らなければいけないと言う事です。【吾郷】故郷を離れていると思うんですよ。帰るだけがUターンでなく頭の中ですでにUターンしているんですよ。そうすると実際に故郷に興味が増してくるんですよ。

【和田】そうですね。ご存知のように大田市、仁摩郡邑智郡が石東三郡といままして、経済圏を作っていますが、この法人会は大田市と仁摩郡が一つになって会を形成しています。私達はこれからも新しいイベントを考え乍ら、この地域の発展に頑張っていこうと思います。又、この会報も今後増刷していきたいと思えます。【吾郷】是非増刷して下さい。この会報の内容は実に素晴らしいし、しっかりとおりこの一冊にかけられる情熱は本当に素晴らしいと思います。これを出来ただけ大田市出身の諸先輩に読んでほしいと思えます。又、天領と名のつく市町村が全国に沢山ありますが、これらの市長さん等をお呼びになって話をすれば、なにか教えていただけるものがあるかもしれませんよ。【渡辺】そうですね。おもしろいかも知れません。今日は、お疲れのところ本当に有り難うございました。時間も参りましたのでこれで終了させていただきます。

税を知る週間行事

自11月11日～至11月17日

＝ 各地区の意見交換会より ＝

今年で10回目を迎えた意見交換会が、「税を知る週間」の行事として、東部、西部地区で開催されました。天崎会長より、当法人会も「法人学校」を初め、講演会の開催、年2回の会報発行、婦人部の結成等、年々事業が活発になってきました。又、来年度は社団法人化への検討もされており、名実共に充実した法人会になるよう努めております。そして又、新任の三浦署長より、「税を知る週間」は、税は納税者だけの問題ではなく、広く国民の日常生活に密着しているため、税に対する正しい知識と理解を深め、税への参加意識を高めるのが目的である。とそれぞれ挨拶があり、税制改正についての説明、スライド、ビデオによる勉強、質疑応答、酒を飲みながらの、和やかな懇親会と、実のある交換会でした。

東部地区

出席者 21名

と き 11月12日 午後2時

ところ 石原旅館

石見大田税務署 三浦署長 中島統括官 小林調査官
税理士会 千賀先生 田中先生

スライド上映 「危い会社の見分け方」

松井義夫氏の司会による質疑応答には、売掛金の貸倒れ処理について、資産の評価について、贈与税について、外国への社内旅行が福利厚生費として認められる要件について等、現実的な質問が多く、熱心な質疑がなされた。



西部地区

出席者 29名

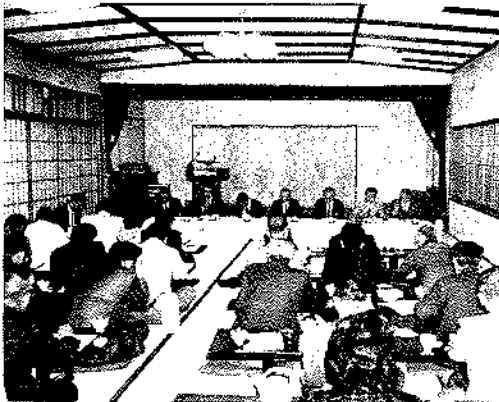
と き 11月17日 午後2時

ところ 温泉津町 ますや旅館

石見大田税務署 三浦署長 中島統括官 小林調査官
税理士会 竹下先生 三谷先生

ビデオ上映 「曇のち晴」

森山茂樹氏の司会により懇談会には、倒産にともなう貸倒れ金の処理方法、契約書等に添付する印紙税等々、みじかな質問や意見が次々と活発に出て時間の経つのを忘れさせるほどの盛況であった。又、今回は、今迄にない多くの出席者があり成功裏に終了した。



第1回 クイズ

おもしろ(税)ミナール開催

税金博士に月森和弘さん

十一月十一日、七日までの一週間は、全国一斉に、「税を知る週間」である、その期間事業の一環として、当法人会では、市民の皆さんに少しでも税に対しての関心を高めて貰うと、はじめての試みとして、近頃馴染みのクイズにあやかり「クイズおもしろ(税)ミナール」を十四日午後、大田商工会議所に於て開催した。

し、参加団体は十六チーム、四十名が挑戦した。一時三十分開会。伊藤副会長による開会宣言が高らかになされ、続いて主催者を代表して天崎会長が、「おもしろく、楽しく税の勉強をし、金儲けをしてほしい」と、ユニークな挨拶で幕があく。先づ竹原事業委員長から主旨説明がなされ、当クイズの総合同会担当の波多野司氏から、自己紹介

に合せゲーム内容の説明がある。四チームづつ壇上にとると、さすが第一試合は皆が緊張の面持ちである。



公正を期して壁に貼られた採点表には、一試合終了ごとに手早く集計記録がなされる。応援団も次第に熱気を帯びて来て盛んに声援をおくる。

この日の審査員である、大田市助役 妹尾 義春氏 石見大田税務署長 三浦 哲氏

大田税理士会長

中田 信雄氏

大田商工会議所副会頭

月森 重孝氏

大田市青色申告会長

清水敬二郎氏

ミス天領クイーン

新田 陽子さん

の各氏の厳正な審査により採点も進み、第二試合に入る頃から、ゲームに馴れたせいもあり会場は誰もが解答者になった程に盛り上った。

ブラカード嬢がボーイ(?)に交ったり、司会の手馴れたユーモアが飛び出したりで和やかな激戦も終盤を向え成績の発表、表彰式が行われたが、順位はともかく税にちなんだ問題が次々飛び出すごとに会場のどよめきが右往左往し、



二時間をしつかり「税」の一字に集中した事に違いはなかった。

個人の最高点獲得は、月森和弘さんで見事税金博士の賞に輝いた。さすが納貯連青年部である。

- 個人二位 斎藤 寛
- 〃三位 福岡輝雄
- 団体成績は次の通りである。

- 一位 納貯青年部
 - 二位 ファミリーデパートパル
 - 三位 商工会議所婦人会
 - 四位 東和建設工業
 - 五位 島根中央信用金庫
 - 六位 大田市役所
 - 六位 商工会議所青年部
 - 八位 さんのあ
 - 八位 料飲組合青年部
 - 十位 大田町婦人会
 - 十一位 レディース
 - 十二位 みどりや
 - 十三位 山陰合同銀行
 - 十四位 N T T
 - 十五位 セラミカ
 - 十六位 法人会婦人部
- ともあれ、税を知る週間のさなかに、楽しく税にか、わった半日であったが十五名の裏方さんは非常に忙しかった事であろう。ご苦労様と一言ねぎらいたいと思う。

石見大田税務署人事異動

いよあごさつ



署長 三浦 哲

本年七月の異動で、石見大田税務署長を拝命いたしました三浦でございます。

着任以来、すでに半年が経過し、一部会員の皆様には「税を知る週間」等の行事を通じて、お目にかかっておりますが、この「天領」の誌上をお借りしまして、あらためて会員の皆様に親しくごあいさつ申し上げます。機会を得ましたことを大変、光栄に存じております。どうか、前署長同様よろしくお願い申し上げます。

大田逓摩法人会におかれましては、会員の増強を始めとして、積極的な事業活動を展開され、適正な申告

納税と知識の普及並びに納税道義の高揚を図り、併せて地域社会のために大きく貢献されており、大変心強くかつ、嬉しく思っております。

また、会員の皆様方には、平素から税務行政につきま

しての深いご理解とご協力を戴いていることに對しまして、深く敬意を表します

とともに厚くお礼申し上げます。ご承知のように、最近のわが国の財政事情は極めて厳しい状況下であり、これに伴う行政改革の推進や税制改正論議の高まりとともに、税務行政に対する国民の関心もこれまで以上に強まっております。

このような中で私ども税務に携わる者としては、納税者の理解を深めながら、正しい自主申告、納税の向上と適正公平な課税の実現を図るべく、より一層の努

力をしてまいりたいと考えております。

法人会におかれましても、組織基盤強化のため社団化に向って着々と準備が進められていくと承っております。

どうか今後とも納税道義の高揚と言う大きな目的のために、質量ともに充実した法人会にして戴くために皆様方の尚一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

私どもと致しましても、あらゆる面で引き続き積極的にご支援を申し上げます所存でございます。

終りに、大田逓摩法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄並びにご健勝を祈念いたしましてごあいさつといたします。



官統括 中島 清

●三二税務コーナー

海外慰安旅行費用も一定の要件を満たしておれば非課税に!!

最近における社会情勢等の変化を踏まえ、慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いが明確化され、昭和六十二年一月一日以後に実施される旅行から、つぎのように取り扱うこととなりました。

- 一、当該旅行に要する費用の五十%以上を使用者が負担していること。
- 二、当該旅行に参加する従業員等の数は、全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の五十%以上であること。

なお、特定の役員又は従業員を対象として行った慰安旅行や、旅行に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む)に支給する金銭については、その旅行費用、支給金銭は、旅行参加者、受領者に対する給与となります。

- 一、当該旅行に要する期間が、二泊三日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること。



税制改正の概要

この度の税制改正は、去る九月十九日の第一〇九臨時国会で成立しました。

今回の改正の特色は、所得税の税率構造の見直しや、配偶者特別控除の創設などによる大幅な減税と、マル優の原則廃止などであり、所得税の改正が主体となっております。

所得税法の主な改正点

(昭和六十二年分以降に適用されるもの)

一、税率構造の見直し

つぎの表1のとおり、昭和六十二年分以降、税率の刻みを現行の十五段階から十二段階とし、最高税率は現行の七〇%から六〇%に引き下げられました。

二、配偶者特別控除

配偶者について、新たに十六万五千円(昭和六十二年分は、十一万二千五百円)の配偶者特別控除が設けられ、合計所得金額が八百

表1 所得税の税率表

改正前	改正後
課税所得	課税所得
50万円以下	150万円以下
120万円以下	200万円以下
200万円以下	300万円以下
300万円以下	500万円以下
400万円以下	600万円以下
600万円以下	800万円以下
800万円以下	1,000万円以下
1,000万円以下	1,200万円以下
1,200万円以下	1,500万円以下
1,500万円以下	3,000万円以下
2,000万円以下	5,000万円以下
3,000万円以下	8,000万円以下
5,000万円以下	8,000万円超
8,000万円以下	
8,000万円超	

万円以下の方について適用されま

す。なお、この控除は、従来の配偶者控除とは、全く別個のもので、また、この控除を受けるためには、給与の支払者に対し、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出することが必要であり、控除額の計算は、つぎの表2のとおりです。

表2 配偶者特別控除制度

- 配偶者控除対象配偶者の場合

$$\text{控除額} = 165,000 - \left(\text{所得金額} \times \frac{16.5}{33} \right)$$
 (昭和62年分)

$$\text{控除額} = 112,500 - \left(\text{所得金額} \times \frac{11.25}{33} \right)$$
- 控除対象配偶者以外の配偶者の場合

$$\text{控除額} = 165,000 - (\text{所得金額} - 330,000)$$
 (昭和62年分)

$$\text{控除額} = 112,500 - (\text{所得金額} - 330,000)$$

三、損害保険料控除の対象拡大

損害保険料控除の対象となる損害保険契約の範囲に、所得者本人や所得者と生計を一にする配偶者その他の親族の身体の傷害に基因して保険金や共済金が支払われる傷害保険料及び、これらの人の入院により医療費(医療費控除の対象となるもの)に限り、(を支払ったことに基因して保険金や共済

金)が支払われる医療費用保険料が加えられました。

四、白色事業専従者控除額の引き上げ

白色の事業専従者控除額のうち、納税者の配偶者にかかる控除額が、六十万円(従来は、四十五万円)に引き上げられました。

五、住宅取得特別控除の改正

住宅取得特別控除の控除期間が、五年間(従来は、三年間)に延長されることになりました。

また、控除の対象となる公的機関等からの借入金等の範囲に、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得の対価にかかると債務の承継に関する契約に基づくこれらの法人に対する債務で、賦払期間が十年以上の割賦の方法により支払うものが加えられました。

なお、昭和六十二年に住宅を取得された方で、住宅取得特別控除を受けようとする方は、昭和六十二年の確定申告において、所定

の手続を行うことが必要となります。

六、配偶者控除額の引上げ

配偶者控除額が、昭和六十二年分に限り、つぎの表3のとおり各々五万円引上げられました。

表3

	62年分	改正前
一般の控除対象配偶者	38万円	33万円
老人控除対象配偶者	44万円	39万円
同居特別障害者配偶者である者	52万円	47万円

(昭和六十三年分以降に適用されるもの)

一、医療費控除の定額基準額の引上げ

医療費控除について、いわゆる

足切り限度額のうち定額基準額が十万円(従来は、五万円)に引き上げられました。

二、老年者控除額の引上げ

老年者控除額が、五十万円(従来は、二十五万円)に引き上げられました。

三、給与所得者の特定支出控除制

度の創設

給与所得者が、一定の要件に当てはまる特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、つぎの算式により求めた金額とすることができることとなりました。

なお、特定支出とは、給与所得者が支出するつぎのイからホに掲げる支出をいいます。(給与等の支払者により補てんされる部分などがある場合には、補てんされる部分を除きます。)

イ、通勤費用

ロ、転任に伴う転居費用

ハ、職務上必要な知識・技術の取得費用

ニ、職務上必要な資格の取得費

ホ、単身赴任者の帰宅旅費

また、この特定支出控除は、確定申告により適用を受けることになっていますが、その際には、特定支出に関する明細書、給与等の支払者の証明書、支出した金額を証する書類などが必要となります。

算式

$$\begin{array}{c}
 \text{後控除後の給与所得金額} \\
 \text{の給与等} \\
 \text{---} \\
 \text{合計額の合計額} \\
 \text{の給与所得控除額} \\
 \text{の超過部分} \\
 \text{---} \\
 \text{給与所得の金額}
 \end{array}$$

四、公的年金等の課税方法の改正

公的年金等(過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などや、国民年金など)は、これまで給与所得とされていましたが、雑所得に改められ、その所得の金額は、その年中の公的年金の収入金額からつぎの表4の公的年金等控除額を控除した残額とすることとなりました。

なお、この改正に伴い、老年者年金特別控除の特例が廃止されました。

表4 公的年金等控除

年金収入 - (定額控除 + 定率控除) = 雑所得

イ 定額控除	80万円 (年齢65歳未満の者... 40万円)		
ロ 定率控除			
	定額控除後の年金収入	360万円までの部分	25%
	定額控除後の年金収入	720万円までの部分	15%
	定額控除後の年金収入	720万円を超える部分	5%

なお、上記イ及びロの合計額が、120万円(年齢65歳未満の者については、60万円)に満たない場合には、120万円(年齢65歳未満の者については、60万円)とされます。

(昭和六十三年四月一日以降に適用されるもの)

一、非課税貯蓄制度の改正

従来の少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度及び少額公債非課税制度が、各々、老人等の少額貯金の利子所得等の非課税制度、老人等の郵便貯金の利子所得の非

課税制度及び老人等の少額公債の
 利子非課税制度に改められました。
 なお、老人等とは、国内に住所
 を有する人のうち、「年齢六十五才
 以上の人」、「寡婦年金受給者」、「遺
 族基礎年金受給者である被保険者
 の妻」、「身体障害者手帳の交付を
 受けている者」など、一定の人を
 いいます。

二、利子課税制度の改正

個人に対し支払われる預貯金等
 (郵便貯金を含みます)の利子等
 に対する課税の方法が、原則とし
 て、十五%(居住者については、
 これ以外に地方税が五%かかり、
 合計二十%になります)の税率に
 よる源泉徴収だけで納税が完了す
 る源泉分離課税方式に改められ、
 この分離課税方式が適用される利
 子等については、総合課税制度が
 適用されないことになりました。

また、これに伴い、従来の「利
 子所得の源泉分離選択課税制度」
 及び「普通預金等の利子等の確定
 申告不要制度」は廃止されること
 となりました。
 なお、これに伴い、利子等に対
 する課税は、つぎのとおりです。
 イ、昭和六十三年四月一日以後

に満期日が到来し、支払われるべ
 き利子等については、その利子の
 計算期間の初日から昭和六十三年
 三月三十一日までの期間に対応す
 る利子等については、改正前の規
 定(非課税、二十%の総合課税又
 は、三十五%の分離課税)が適用
 されます。

ロ、昭和六十三年四月一日前に
 満期日が到来し、支払うべき利子
 等については、改正前の規定が適
 用されます。

三、割引債の償還差益の分離課税
 割引金融債や割引国債などの割
 引債の償還差益にかかる分離課税
 の税率が、十八%(従来は、十六
 %)に引き上げられました。

四、金融類似商品にかかる収益の
 分離課税

金融類似商品(定期積金、相互
 掛金、抵当証券、金貯蓄口座、外
 貨建定期預金、一時払養老保険、
 一時払損害保険など)の収益は、
 利子所得とされず、源泉徴収され
 ていませんでしたが、この改正で、
 十五%の税率(居住者については、
 地方税を含めて二十%)により、
 源泉徴収されることとなりました。
 なお、個人が支払を受けるもの

については、この源泉徴収だけで
 納税が完了する源泉分離課税が適
 用されます。

法人税法の主な改正点

一、土地税制の改正

(1) 土地重課制度の短期所有土地
 等の範囲の特例

譲渡の年の一月一日において、
 所有期間が五年を超える土地等
 (従来は、十年を超えるもの)は、
 短期所有土地等に該当しないもの
 とされます。

なお、この改正は、昭和六十二
 年十月一日から昭和六十五年三月
 三十一日までの土地等の譲渡が、
 対象となります。

(2) 超短期土地等の譲渡にかかる
 課税の特例

譲渡の年の一月一日において、
 所有期間が二年以下である土地等
 の譲渡による譲渡益については、
 通常の法人税の他に三十%(従来
 は、二十%)の特別税率が課税さ
 れます。

なお、この改正は、昭和六十二
 年十月一日から昭和六十五年三月
 三十一日までの土地等の譲渡が、

対象となります。

また、国や地方公共団体に対す
 る譲渡など特定の譲渡については、
 適用除外とされます。

二、特定開発研究用資産の特別償却

青色申告法人が、新品の特定開
 発研究用資産で、一台又は一基の
 取得価額が機械及び装置は、八百
 万円以上(特定の中小企業者は、
 二百四十万円以上)、器具及び備品は、
 四百万円以上(特定の中小企業者
 は、百万円以上)を取得等して、
 取得等をした日から一年以内にそ
 の法人の事業にかかる開発研究の
 用に供した場合には、取得価額の
 二十%(建物及びその附属設備等
 は十%)を、初年度特別償却でき
 る制度が創設されました。

なお、特定の事業者が取得した
 特定開発研究用資産については、
 特別償却率は、二十四%(建物及
 びその附属設備等は、十二%)に
 割増されます。

また、この制度は、昭和六十二
 年十月一日から昭和六十三年九月
 三十日の間に取得等し、取得等し
 た日から一年以内に事業の用に供
 するものに適用されます。

ふる里の散歩路

その三ノ三

文は「華谷之野、問道唐成、耕種未輟、白日將暮」佐和朋、識、とあり、平和な日を待ち望む気持がきざまれています。

華谷、生前の揮毫になるもの。

◎西本寺と山吹城山門

真宗本願寺派、靈龜山と号し、御本尊は阿弥陀如来です。寛永八年、空乗住職の時、西本坊として創建、昭和十七年、西本寺に改められ、寺内に雪州流の名園があり「心」字の池、等があります。寺宝に尊円親王の和漢朗詠集があり、入口の山門はかつて要害山頂にあった山吹城、四つの山門の一つ（追手門）をおろしたものだと言われています。四脚、瓦吹き流造ですが、当時は「椀皮ぶき」だったようです。

山吹城遺構を知る唯一のものです。

◎大安寺跡と大久保長安逆修塚

大森小学校前から銀山川をわたり、真向の谷に浄土宗大安寺跡があり慶長十年に創建されたものですが、度々の水害等で流失、現在は大久保石見守長安の逆修塚と紀功

前号に引続き、

銀山御料と呼ばれる石見銀山の見どころを紹介します。

◎羅漢寺と五百羅漢

当寺は石室山と

号し、本尊は阿弥陀如来と五百羅漢で今からおよそ二百四十年位前、代官所役人、中山賀光と月海浄印、の

発願により、銀山

で亡くなった人の菩提を、とむらうため三つの石室をつくり五百羅漢を造像することになり、明和三年（一七六六）完成されたもので、中央石室には釈迦三尊を祀り、左右石室には、それぞれ二百五十体の阿羅漢が石像で安置されています。石工は石州福光の名工、坪内平七一門によって二十年の歳月をかけて完成されました。前面の三つの

石造りの「反り橋」は絶妙であり、又、石像は福光石で当時、彩色されており何れも県指定文化財です。無論、洞窟はツチとノミだけでうがったものです。おしいこととに中央石室は明治五年（一八七二）浜田地震で一部が崩壊しています。

尚、境内、不動尊像のそばに岩間から湧く清水があり、昔、一荷、三百文で仙ノ山に運ばれました。その故事にちなんで「三百水」と呼ばれミネラルの含まれたおいしい水で島根の名水の一つです。

◎藏泉寺番所跡(刑場跡)

石見銀山領には十四ヶ所に口留番所がありました。この番所はその一つであり、銀山七谷の入口にあたり、いわば銀山の玄関口にあたる重要な番所で、附近に罪人を斬罪にした刑場跡が残り、首切り番所と言われています。首洗の井戸が残っています。

◎千人壺

三石谷にあり、ここは斬罪処刑者の遺体を葬った石造の空井戸があり、そばに「三界万壺」の供養碑が建てられています。

◎佐和華谷の碑

藏泉寺番所のすぐ近くにあり、このあたりを下河原といい、旧天神社があったところで、その境内に高さ二・七米の碑が建立されている。天保十二年の建立で華谷は、名は莊太郎と言ひ、号を、齊、鹿洞、五鹿、等と称し、矢谷城主佐和実進の十九世の孫にあたり儒学者で、書画をよくし、幕末に勲皇に志し京都に遊学、頼山陽らと交わり幕府に追われて高野山に入り仏門に帰依、律師の号を賜わった人、後に大森観世音寺の住僧となりました。この碑は華谷の子、大五郎（号、九華）が父の遺業を以て漢字に造詣が深く、一門と共にこの碑を建立したもので碑

碑があります。

大安寺は大久保石見守の寄付によつて建てられたものですが、今は跡かたもなく鬱蒼たる竹林に風が渡つています。

◎豊栄神社(元、長安寺)

祭神は天照大神と毛利元就で元毛利元就が山吹城下に長安寺を建立しました慶応二年、第二征長の役で長州軍が益田口、浜田口の戦で大勝し、この大森に進駐し、

その屯營のあつたところで長州軍が、毛利元就を祭つてあるため、金を出しあつて、鳥井、天水桶、石燈籠、等を寄進し、今も石燈籠、天水桶(石造)が残つて居り、寄進した隊士、隊名が刻まれています。(大田市指定文化財)。

明治三年、勅号により豊祭神社となりましたが、本殿前に土蔵造りで随神門があります。

◎極楽寺

浄土宗西派の寺で永禄三年、良休上人の開山ですが、残念なことに昭和十四年九月の大火で全焼し、客殿の「青貝の天井」等が焼

失しました。現在、火災後安立寺と合併して今日に至っています。

安立寺の三世、願世の時、仙ノ山の龍女が山頂に水をもたらした話是有名で、その水は今でも、どんな日照りでも絶えることがないと言われています。

又、境内の入口に身替り地藏尊をまつる堂があり、信者の参拝があとをたちませぬ。

◎安養寺

真宗本願寺派、仙頂山と号し御本尊は阿弥陀如来、元は仙ノ山にあり天台宗の寺院であつたが、本願寺九世、実如上人の時、真宗に改めました。七世、法祐の時、織田信長が大阪の石山本願寺を攻めた際十余人の法類を率いて合戦に参加、多大の功勞あり願如上人着用の七条袈裟、水昌念珠、他を賜りました。

◎清水寺

古義、真言宗、銀峯山と号し、本尊は十一面観音、当山の縁起は古くその昔は仙の山の山頂にあつたと言われ、延暦十七年、清水谷に移転、後に一國一寺の清水寺

と言われ、明治四十一年に、休谷の宝珠寺に移り昭和六年、神宮寺、長楽寺と合併今日に至りました。

常に石見銀山の歴史の中に登場、毛利輝元、大久保石見守、安原備中(安原伝兵衛)等の尊敬の厚かつたお寺です。特に鉦山師安原

備中が釜谷間歩を開発し、年、数千貫の産銀をあげ、その功により家康から辻ヶ花染丁字文胸服を拝領し寺宝となつています(文部省指定重要文化財)又、伊部大花生、一対、絵馬、二面、絹本着色不動

明王像一幅、鰐口、一面等々、多くの指定文化財や寺宝があります。又、山門の扁額は「銀華巖」と書かれており、五十七代の代官、加藤餘十郎の筆になるものです。

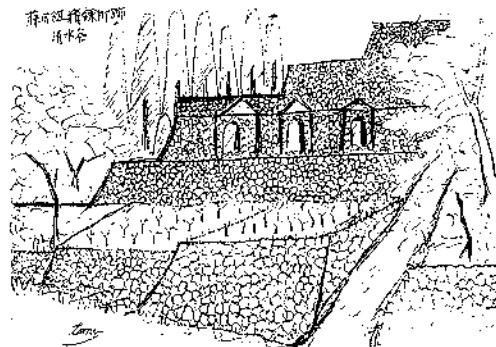
◎藤田組当時の湿式収銀精錬所跡

清水谷にあり、天領、二百六十五年、五十九代にわたる幕府、代官、直領の政治が終り、やがて明治になると大阪の豪商、藤田伝三郎が藤田組を率いてこの銀山を経営することになります。明治二十七年四月、この清水谷、西側斜面に階段式(九段)の豪壮な石垣をつくり精錬工場を建てました。

当時の金で二十万円をかけたと言いますから、今なら数億の金額になります。然しプラントの設計ミス等から一年余りの操業で中止の止むなきに至り、建物のすべてを永久間歩(邇摩郡仁摩町大國、柑子谷)に移されました。

一昨年、大森町観光開発協会の手で、雑木や、ツタに、おおいかくされていた工場跡を伐採し残されていた石垣の台地に、梅を植栽し梅林公園にする努力がなされ銀山観光の新しい目玉として期待されています。

(未完 以下次号)



中国地方法人会連合会長との対談

国税局長 服藤 取 氏

【出席者】

中国地方法人会連合会
会長 篠原康次郎 氏



篠原康次郎氏

「本年も十一月十一日から「税を知る週間」が始まっていますが、局長からまずこの状況を……」

（局長）例年のとおり、国税庁をはじめ国税局、税務署では、十一月十一日から一週間を「税を知る週間」として、様々な行事を実施しております。

この週間では、国民の皆様方に「税」というものを身近なものとして考えていただくとともに、税に対する正しい理解と認識を持っていただくために「この社

会あなたの税がいきっている」をメインテーマとして、各種の催しやテレビ、ラジオ、新聞等を通じて税の仕組みや使い道などの周知に努めております。

しかし、この週間を通じてだけではなく、平素から国民の皆様方に税に対する関心と理解を持っていただきたいというのが私どもの願いでございます。

（会長）局長がお話しされたように、税の仕組みや使い道を正しく理解することは非常に大事なことだと思います。

私ども法人会は申告納税制度の定着を目指し、会員の税知識の普及を通じて納税道義の高揚を図るための事業活動を行っておりますが、この週間に催された行事等を契機に、より一層充実した活動を進めてまいりたいと思っております。一次に、会長から法人会の現状について……

会への組織と活動状況について申し上げます。

法人会は、全国組織として全国法人会総連合、各国税局単位の地方法人会連合会、各県単位の県法人会連合会、それに活動の一番基礎となる各地区単位法人会から成り立っております。

全法連の昭和六十二年六月末現在の会員数は約九十八万社となり、全国の法人数の六十二％近くを占めるという大変大きな組織となっております。また、本年は百万社の加入を目標に入運動を積極的に展開しております。

次に、中法連は昭和五十年に中国五県の県法連で組織され、中法連傘下には九十八の単体会があり、会員数は五万八千余社、加入割合で申しますと五十四％となっております。

更に、法人会の活動状況でございますが、現在、中法連では三つの重点目標を掲げて活動しております。

第一には「申告納税制度の確立、第二には「相互信頼に立った円滑な税務行政への寄与」、第三には「企業経営の健全な発展」であります。

このため、各地区の単位法人会を主体として税務署、税理士会支部、商工会等と密接な連携を保ちながら、会員増強運動、税務・経営に関する講習会・講演会の開催、税務当局との連絡協議会の開催等の活動を積極的に推進しております。

また、県法連では単位会の事業活動を指導するとともに、昭和五十五年からモデル法人会事業を行っております。これは、各県法連がモデルとなる法人会を指定し、指定された法人会は目標を定めた事業活動の研究・実践を行い、その成果をモデル法人会研究発表会で発表し、他の法人会の事業活動の範となることで法人会全体のレベルアップを図る制度です。本年度は、安芸、宇部小野田、松江の

● 対 談

国税局長と



服 藤 収 氏

三法人会を指定しておりません。

(局長) ただいま、会長から法人会の活動状況等についてお伺いし、大変心強く感じております。

御承知のとおり、我が国の財政は、依然として多額の国債発行残高を有するなど厳しい状況にあり、このため、行財政改革が国民的課題として強力に推し進められていくと存じます。

また、税制については、春の通常国会における衆議院議長のあっせんにおいて、「税制改革問題は、今後の高齢化社会に対応する等、将来の我が国の財政需要を

展望する時、現在における最重要課題の一つであり、

直間比率の見直し等早期にこれを実現できるよう各党協調し、最大限の努力を払う」ということで、与野党の認識が一致しました。

これを受けて、税制改革協議会が設置され、鋭意論議が続けられ、議長に中間報告が提出されました。こうした中で、先の国会におきまして、今後の経済社会に対応するための税制改革の一端として、所得税減税とマル優制度の改組を内容とする税制改革法案が成立したところであります。

更に、先般十一月十二日、

竹下総理より税制調査会会長に対し、所得・法人・資産及び消費課税等についてその望ましい税制の在り方と実現に向けての具体的な方策について諮問がなされ、鋭意検討が行われております。

このような環境の中で、税の制度及び執行の在り方に対する国民の期待と関心はこれまでになく高く、特に税負担の公平確保に対する国民の要請には一段と強いものがあります。

私も税に携わる者として、私ども税に携わる者として、これからの要請にこたえるために、適正公平な課税と期限内納付の確保に全力を傾注しているところでございますが、もとより申告納税制度の下で課税の公平を図ることは、一人一税務当局の努力だけでなし得るものではありません。申すまでもなく、申告納税制度は国民自らが作った法律というルールに従い、適正な申告と納税を行うことにより税負担の公平を實

現することであり、私どもといたしましては、従来から広報、相談、指導、調査を税務行政の四つの柱といたしまして納税環境の整備を図ってきているところでございますが、今後とも「納税は市民社会のルール」であるということについて、

国民各層の御理解を頂くために、法人会をはじめとする関係諸団体の御協力を賜りたいと願っております。

一法人会の今後の方針と要望について会長から……。

(会長) 第一には、財政基盤を確立するために会員増強を図ることです。このため、加入割合六十%を目標にして会員の総力をあげて努力しており、事業活動をより活性化して魅力ある法人会を作っていきたいと思っております。

第二には、法人会の社団化の推進です。広島国税局管内の法人会九十八会のうち、社団化法人会はわずか二十六会にとどまっております。中法連としましては、

社団化を推進する前提として、まず一審一法人会の実現に向けて努力し、その実現後に社団化を図っていきたいと考えておりますので、御指導と御支援をよろしくお願いいたします。

(局長) 会員増強については、私どももできるだけだけの支援を行ってまいりたいと考えておりますし、また、一審一法人会の達成等についても同様に考えております。

私どもが、法人会に寄せられる期待は大変大きなものがあります。「法人会に入っただけでよかった」という会員が増えるよう名実ともに法人会の発展と充実をお願いいたします。このことが、地域社会で指導的役割を果たしておられる会員の皆様を通じて、納税道義の高揚につながるものと確信しております。(会長) お話のとおり魅力ある事業活動を通じて、法人会の大きな目標である納税道義の高揚を図っていきたいと考えております。

質問帖

【質問】当社の取引先が二度目の不渡りを出し事実上倒産しました。

債権償却特別勘定を設定したいと思いますが、どのような場合に繰入れが出来ますか。又不動産の処分が進まず二年〜三年間も整理がつかない様な場合、どの様になりますか。

【回答】売掛金、受取手形等の貸金が、回収不能と認められる場合には、貸倒れとして損金に算入することが出来ますが、全部ではなく相当部分の回収が、見込まれない場合には、貸金の一部貸倒れにかえて、一定の要件に該当する場合には債権償却特別勘定の繰入れによる損金算入が、認められています。

そこでその繰入れの対象となる具体的事項について概要を説明します。

(一)認定による債権償却特別勘定の設定

債務者について、次に掲げる様な一定の事実が発生したことにより、その貸金の相当部分が回収不能と認められる場合には、期末迄に税務署長に認定申請書を提出すること等、一定の要件により、債権償却特別勘定の繰入れが認められます。

- ① 債務超過の状態が、相当期間継続し、事業好転の見通しがないこと。
 - ② 天災事故、経済事情の急変により、多大の損失を蒙ったこと。
 - ③ その他これらに類する事由が生じたこと。
- 尚この場合は、税務署長の認定額と申請額が異なる場合は、修正申告書を提出する必要があります。
- (二)形式基準による債権償却特別勘定の設定
- 債務者について、次の事実が発生した場合に、一定の処理方法を要件として貸金等の額の五〇%相当額以下の金額を債権償却特別

勘定に繰入れることが出来ます。

- ① 商法による会社整理開始の申立、又は特別清算開始の申立があったこと。
- ② 破産法による破産の申立てがあったこと。
- ③ 和議法による和議の開始の申立てがあったこと。
- ④ 会社更正法による更正手続の開始の申立てがあったこと。
- ⑤ 手形交換所等で取引の停止処分を受けたこと。

二度目の不渡りを出しますと、取引停止処分をうけますので、形式基準により貸金の五〇%相当額について、債権償却特別勘定を設定することが出来ます。

(三)長期棚上げによる債権償却特別勘定

法人の有する貸金等が、会社更正法、商法による整理計画の決定等により、切捨られることとなった部分については、貸倒れとして損金に算入されますが、次の事実に基づいて、長期棚上げ又は、年賦償還される

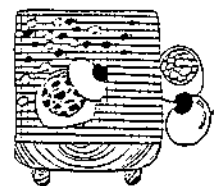
こととなった場合は、一定の処理方法を要件として、その債権の内、その決定の日を含む事業年度終了の日から、五年経過後に、弁済され又は切り捨られることとなった金額について、債権償却特別勘定に繰入れることが出来ます。

- ① 会社更正法による更正計画の認可決定
- ② 商法による特別清算に係る協定の認可、整理計画の決定
- ③ 和議法による和議の決定
- ④ 私的整理によるもので一定の要件を備えるもの。

債権償却特別勘定の積増した後に、債権者の財産状態が設定時に比して明らかに変化したこと等、一定の事実が発生した場合には、認定による積増し、及び形式基準による積増しをすることが出来ます。

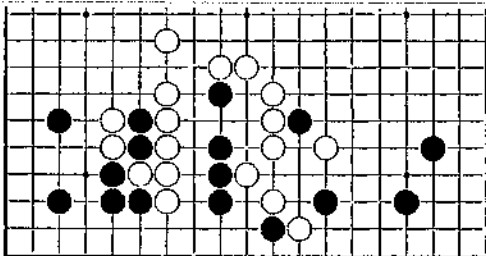
紙面の都合上繰入れ関係が主になりましたが、取替等についても御研究頂ければ幸いです(渡辺税理士)

囲碁コーナー



手筋の問題

黒番
黒四子を上下いずれかの友軍に連絡させてください。



わが社の経歴

昭和技研株式会社



代表取締役 金川 昭

(資本金 二千万円)
(従業員 二十三名)

わが社は小規模ながらより優れた製品・価値ある製品を世に出すため、日夜研究開発に取り組んでおります。

三代続いた窯業を後継するため、窯業に対するすべての知識を学んでおりました。当時は乗り物と云えば自転車程度で、得意先回りも容易に出来ない時代でした。

その内、古い英国製のオートバイを友人より買受けましたが、ライトはガスランプ式、始動装置はなく、押しながら掛けるといった粗末なもので夜を徹して、完全な形に改良を加え、試乗している内に、次々譲ってほしいと云う声を聞くよ

うになり、やがて国産のオートバイも出回わるようになったため、友人の奨めもあって独立と決めました。

昭和二十八年四月 金川モーター商会として大田町駅通りに、オートバイ販売修理を開設致しました。時代の流れと共に、自動車販売修理も手掛け始め、

昭和四十一年九月 大田町柳井に三百坪の土地を購入、工場及び事務所を新築移転と同時に法人組織に新ため、資本金百万円で(株)昭和モーターとして発足自動車販売修理業を行うことになりました。

次第に世の中も安定し、



レジャーブームとなりそこに目をつけたのがモーターボートの販売です。

遊覧に或は趣味としての釣船に、又、スリルを味わう水上スキーも出来るようになり当時はなかくの人気がでした。

高度成長とともに、機械化の時代となり船外機、チェンソーは、山陰では一早く販売を始めました。

一般的には、まだ機械に対する認識は浅く、チェンソーをかついで山林に入り、立木を切りながら納得行くまで指導することも度々でした。

幸い苦勞が報われ、拡大な販売実績をあげる結果となりました。

やがて、木造船もプラスチック製の和船に切り替り船外機共々販売増となりましたが、塩分による機械の腐蝕に悩まされ続け、そこで着目したのが、ステンレスです。鉄の二、三倍の硬度があり耐熱耐腐性に優れ用途によっては永久的とも云える素材です。見た目も美しく我々の生活に最も深いつながりをもつ金属として、化学設備をはじめ、日用品から高層ビルにいたるまで、巾広い方面で使用されると共に、他金属の分野にまで進出しています。

この加工技術を学ぶため、ことあるごとに東京・大阪に出かけて行き、あらゆる方法で加工工場を見学させ

て頂き、本格的に研究を始めました。

しかし、相当高度な技術が必要であり、自分の根性と才覚でやる外はなく、苦勞の連続でした。

昭和四十五年六月 鉄骨造り二階建を増築、加工機械設置の準備を初めました。

自動車業界も急速に伸び続けましたが、売れば売る程下取在庫が増える一方で、販売競争も激化し深刻な時期となり、かなりの抵抗はありましたが思い切った企業の転換を決議しました。

昭和四十六年九月 (株)昭和技研と社名を変更し、資本金五百万円に増資、金属加工販売を開始しました。当時ステンレスと云えば流し台程度のイメージしかなく、理解してもらえないのが実情でした。又、技術だけでは製品は出来ず、高度な設備投資も必要であり、余ったく異った分野への転換ですから苦境に立たされ



た時期もありましたが、次第に需要も増え平調推移となりました。

昭和五十三年十二月
現在地に鉄骨二階建、事務所新築移転

昭和五十四年一月
昭和技研株式会社に改組し
資本金一千万に増資、生産の合理化にとまない、各種大型機械とNC操作機を導入し生産の向上を計る。

昭和五十六年四月
旧工場を解体し鉄骨二階建を新築移転環境改善を行う

昭和五十九年一月
事業の多様化に伴ない、エアープラズマ切断機の販売を始め中国地区の特約店となりました。

このエアープラズマ切断機は、圧縮空気を利用し、すべての金属が、美しい仕上りで切断出来るのが特徴です。

鋼材の切断には、アメリカ・西ドイツ、フランス製のエアープラズマ切断機が主流ですが、装置本体は年々モデルチェンジされているものの、最大のポイント部分となるトーチと、その先端に着くノズルはほとんど改良されていないのが現状です。高温に依って焼けたため連続的に使用出来ず、破損率も高く、このためノズルも使用後一、二時間ですぐに使用出来ないものになる場合が多く業界の泣きどころとなっています。

昭和六十年六月

複流ジェットトーチと超耐久ノズル及び各主要部品の本格的な開発に取り組み、実用化に成功しました。

最高圧力の圧縮空気によって、一万度以上にもなる高温のプラズマ熱を、外部へ拡散させることにより、ノズルの焼損を防止、同時にノズルを守る保護キャップに冷却エアを通して、ノズルの温度が上がらないよう工夫しました。

このため、ノズルの寿命も数十倍長もちし、トーチは鋼材の厚さ十三ミリの程度まで長時間連続切断が可能となりました。また、各社すべてのエアープラズマ機に簡単に取付け可能とあってこの画期的な開発には、かなりの反響をよびました。

景気は依然低迷気味で、建築関係も厳しい状況、経営も益々難しい時代になり、社員の大きな力が必要となってきます。いかに良い人材を育てて行くかが今後の課題です。

わが社の製品は全て別注



製作ですから、営業と工場は互に協力し合い、製造方法をいかに改善すべきか解決策を見つけ出す努力も大切です。自分の仕事が大きく役立っていることを自覚し、知恵ある者は知恵を出せ、知恵なきものは汗を出せ、と云った言葉通り額に汗してより良い製品を作るため、頑張っております。

受注競争は年々厳しくなっており、わが社独自の加工

方法で作りに上げた製品で勝負する外はありません。

県内はもとより鳥取県まで営業範囲も拡大し、より多くの顧客に接し僅かな仕事も喜んで受けてこそやがては、大きな実のりとなることと思えます。

最近では、各企業でのスポーツも大変盛んになっており、あらゆる情報を得るため、参加することも大切な営業の一つです。

これから年末にかけて、忙しい時期に入って居り社員も体を惜まず、時間を忘れて頑張る姿に感謝いたしております。

今後は社員の健康と、安全衛生管理を一層充実し、働き易い職場作りに入力したいと思います。

より良い製品・信頼出来る製品を作るため、研究・開発に努め、総力を結集し心を引き締めて頑張つて参りたいと思っております。

今後皆様方の暖かい御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

天領の秘話 ⑩

朝鮮通信使とサツマイモ

石村 禎久

サツマイモ海を渡る

江戸時代に朝鮮から、十二回にわたって通信使が日本を訪れている。朝鮮通信使の総人員は、毎回三百人から五百人という多数で、

その目的は修好、あるいは將軍が代替わりになった際に、新しい將軍に敬意を表するために来朝している。

一行の中には文人、画家、医師、農業技術者など、さまざまな人たちがまじり、儀礼的な使命のほか、文化交流も行われ、お互いの国に大きなプラスをもたらした。

この交流の中で、石見国のサツマイモが、使節団により朝鮮に渡り、備荒作物となつて多数の人々を救つた。いも代官というドラマ

チックな人が介在する石見のサツマイモが、お隣の朝鮮へ渡つたことに、ふと奇妙な親近感を覚えたりする。

サツマイモは熱帯アメリカがルーツの地。日本へ渡来には二つのルートがあり、ルソン島から薩摩へ、もう一つは中国南部から琉球へ運ばれ、薩摩へというコースである。

ルソンから伝わつたのを「磨いも」琉球から伝わつたのを「琉球いも」という。さらに薩摩から国内へ伝播したので「薩摩いも」というふうな三つの名が生まれたのだ。

大森代官と通信使
朝鮮使節は慶長十二年（一六〇七）を第一回とし、

文化八年（一八一二）が最後となつているが、米日のたびに、数百人にのぼる使節団をもてなす費用は百万両から百五十万両もかつたといわれ、その負担は到着地から江戸までのコースに当たる諸藩が、主として分担した。

もてなしの労役や費用を出した大名の中には松江藩や、浜田藩の名も見える。

銀の生産地として、財政にゆとりがあるとされたのか、石見銀山領にも通信使もてなしの割当がきている

正徳元年（一七一二）第八回目の使節団には、十四代代官、都築小三郎が、役人九人を連れて出張し、京都から遠州荒井までの人馬割役に当たり、享保四年（一七一九）の第九回目には、十六代の竹田喜左衛門が駿州藤枝宿の泊りと、賄いの役を仰せつけられ、使節団の往復を世話したので、かなり大きな負担をして帰つている。このとき手代と地役人三人を連れて出かけてい

る。

宝暦十四年（一七六四）の第十一回には、二十一代の川崎平右衛門が備後の鞆津に出張して、賄方の御用をつとめている。

平右衛門の人柄
川崎平右衛門が御用に当たつたとき、劇的なエピソードが生まれている。

平右衛門は武蔵国の農民から身を興し、代官にまで出世した人。大森の代官はほとんど旗本から選ばれ、

それぞれがエリートで、三十歳から四十歳前後の若さで代官になっている。農民出身のため出世が遅れた平右衛門は、六十九歳という異例の高齢で着任している。

いも代官で知られる井戸平左衛門が、徳川家の譜代の家臣でないため、これも出世が遅れ、大森代官になつたのが六十歳だったというのとよく似ている。平左衛門は川崎平右衛門に次ぐ高齢着任だった。

国の文化、特に農業について知りたいと考え、応接のあいまに農業関係の技術者を探した。使節団のスポークスマンは平右衛門が、苦勞して今の地位に達したと、武蔵国では玉川上水の治水や新田づくり、美濃国では木曾川、長良川、揖斐川の合流点の治水に命をかけた人だと知っていた。さつそく農業では一級的人物とされる人を紹介された。

この第十一回目の使節は、総勢四百七十二人で、正使は趙巖という人。宝暦十年に將軍となつた家治に、賀詞を述べるために来日し、家治に国書を呈したあと、江戸―京都―大坂のコースで瀬戸内海に出て、鞆津に着いたのは四月の終わりだった。

平右衛門いもを紹介
国情は違ふけれど、お互いに飢饉の対策が話しの焦点となつた。

江戸時代の日本の農村は、慢性的な飢饉に悩まされていた。干害、暴風雨、病虫

害などが毎年のように相次いで襲い、豊作の年は数えるほどしかない。

一方の朝鮮半島は「旱早晩水」という言葉であらわされているように、雨が来たより、春から初夏にかけて干害、そして七月から九月にかけては大雨が降るといったふうに農村を悩ませた。この他に社会的要因が飢えの原因になっていたことも見逃せない。

「わが石見国ではサツマイモという、塊根が食用となる植物があつて、どんな凶作のときにも飢えることがありませんよ」

平右衛門の話には魅力があつた。さらに

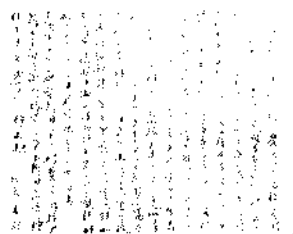
「サツマイモをつくる農民が親とすれば、サツマイモは親を助ける孝行息子です。ですから、孝行いも」といっていますよ」

と説明すると

「いも種をわけてくれませんか」

と熱望された。

サツマイモは享保十七年



川崎平右衛門座像

(一七三三) 十九代代官、

井戸平左衛門が、日本では初めて行政の手による普及をはかった。平左衛門は、幕府の勘定奉行の口添えで、薩摩からの導入に成功し、百斤のいもを海岸の村を選び、村高百石について八個ずつ配って耕作させた。最初のいもは越冬に失敗するが、邇摩郡福光村釜浦の、与兵衛という老農がただ一人、城山のふもとに掘った横穴で、わらで囲い、寒風にあたらぬように貯蔵したのが成功し、宝暦十四年はそれから十三年余りを経過しており、銀山を中心にスロースローながら、石見の農村へ栽培が広がっていた。

平右衛門はサツマイモについて説明しながら、自分と同じような名の平左衛門、そして同じように、晩年になって代官になったことをくらべて考えていた。

いま通信使と話している自分が、かつて平左衛門が大森の榮泉寺というお寺で、薩摩からやって来た旅僧の泰永に、サツマイモの話を書いてヒントを得た光景に、そっくりではないかと錯覚したりして、思わずほえんでいた。

使節団は数日間滞在するという。平右衛門は大森へ急使を走らせて、いも種を取りよせた。

それにしてもサツマイモ

は、ルソン島から中国の暇

(一三六八―一六四四)へ渡り、中国南部で栽培されているのに、朝鮮半島へは中国から伝わらず、日本から伝わったというコースが興味しんしんである。

平左衛門と平右衛門

サツマイモの管理で、特に難しい越冬について「邇摩郡ではいもがま、下」に穴を掘って、穴の口をわらで塞いで、冷い風があたらぬように工夫している」

などと平右衛門は解説した。このときに水田のかんがい用水について、水車の技術についても、図を示し

て説明、通信使は数日間の艱津での成果を心から喜んでいふふうだった。

朝鮮ではサツマイモを「孝行いも」と説明をうけたのに感動し、孝行いもをナマツて「コグマ」と発音している。このコグマの朝鮮渡来の時期について、朝鮮側の資料は「季王朝後期」としている。

なお石見国のサツマイモは、四十八年後には和江の漁師が弓ヶ浜半島に伝え、江津では医師の青木秀清が、いも代官に触発され、享保二十年(一七三五)ごろ九州へ出かけて栽培法を学び、技術の普及をはかるなど、享保十七年から五十年後の天明の飢饉、さらに五十年後の天保の大飢饉に、はかり知れないほどの人を救った。それにしても井戸平左衛門、川崎平右衛門ともに人情代官で、境遇も似ており、二人の奇妙な因縁が、海外の人まで助けたことはドラマチックである。

非 違 事 例 PART XIII

昭和六十一年七月から昭和六十二年六月に、広島国税局管内で行った法人税調査の結果、つぎのような非違がありました。

事例1

(特定の得意先の売上を除外していた事例)

カラーフィルムの現像・焼付を営むA社は、活況を呈しているが、申告が連年低調であることから調査したところ、特定の得意先や一見客に対する売上を除外し、家族名義の定期預金等としていた。

事例2

(架空の支払手数料を計上して土地売買利益を圧縮していた事例)

不動産仲介業を営むB社は、土地売買にかかる支払手数料に内容不明なものがあることから調査したとこ

ろ、架空の支払手数料を計上して土地売買利益を圧縮していた。

事例3

(遠隔地の得意先の売上を除外していた事例)

水産物の仲卸業を営むC社は、活況を呈しているのに所得金額が低調であり、かつ、毎年限後申告をしていることから調査したところ、遠隔地の得意先と通謀して売上を除外するほか、他の得意先分については無作為に売上を除外していた。

事例4

(簿外貸付による利息収入を除外して仮名定期預金としていた事例)

貸金業を営むD社は、不正計算を行っているとの情報があったことから調査をした。その結果、貸付金の一部

を公表帳簿に計上しないで利息収入を除外して、多額の無記名定期預金としていた。

事例5

(日々の売上を除外し、従業員名義定期預金としていた事例)

パチンコ業を営むE社は、活況を呈しているにもかかわらず所得金額が連年低調であるから調査したところ、日々の売上の一部を除外し、店舗及び代表者の自宅周辺の銀行において九口の従業員名義の定期預金としていた。

事例6

(日々の現金売上を除外して借名定期郵便貯金としていた事例)

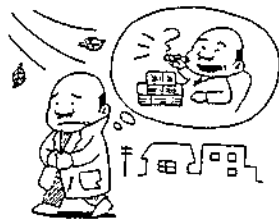
観光地においてバスツアー等の団体客を相手に土産物の販売を営むF社は、活況を呈しているにもかかわらず所得金額が連年低調であることから調査したところ、日々の現金売上の一部

を除外するほか、架空の個人件費を計上し、十二口の借名定期郵便貯金としていた。

事例7

(日々の売上日報を破棄又は改ざんし、売上の一部を除外していた事例)

パチンコ業を営むG社は、売上差益率が年々低下していることから調査したところ、パチンコの売上日報(電算アウトプット)を破棄したり、スロットマシンの売上日報を改ざんして日々の売上金額の一部を除外し、除外した資金の一部は代表者が費消するほか代表者からの借入金等として公表に計上していた。



遅れてきた

クリスマスカード

アメリカの郵便配達人は、毎年クリスマスカードやプレゼントの入った小包を各家庭に配達しています。いくつになっても、クリスマスに親しい人々からカードやプレゼントをもらうのは楽しいものようです。



ところで、アメリカでは毎年クリスマスのお返しに、内国歳入庁から一通の郵便物が多くの人々に送付されます。所得税の確定申告書です。日本と異なり、サラリーマンを含めて一定額以上の所得のある人はすべて申告する必要があります。アメリカでは、クリスマスカードのお返しには、毎年、頭の痛い(?)プレゼントが控えているのです。

ご存じですか？

ビジネス、観光に……

航空券+ホテル(朝食付)の

出張旅費を浮かせる方法……。

ビジネス派からレジャー派まで幅広くご利用いただけるお得で便利なフリープランです。

マイタウン東京 普通往復航空運賃 **43,200円**

●旅行代金(1人あたり)

1泊2日コース **44,200円** (ツイン) **44,700円** (シングル)

2泊3日コース **49,200円** (ツイン) **52,200円** (シングル)

●行程

1日目 出雲空港——羽田空港《フリープラン》観光又はビジネス——宿泊

2日目 《フリープラン》観光又はビジネス——羽田空港——出雲空港

●宿泊

都イン東京 ☎ (03) 454-3111 大森東急イン ☎ (03) 768-0109

ダイヤモンドホテル ☎ (03) 263-2211 三井アーバンホテル銀座 ☎ (03) 572-4131

新宿ワシントンホテル ☎ (03) 343-3111 渋谷東急イン ☎ (03) 498-0109

愛宕山東急イン ☎ (03) 431-0109

マイタウン関西 普通往復航空運賃 **23,940円**

●旅行代金(1人あたり)

1泊2日コース **25,200円** (ツイン) **26,900円** (シングル)

2泊3日コース **31,400円** (ツイン) **35,000円** (シングル)

●行程

1日目 出雲空港——大阪空港《フリープラン》観光又はビジネス——宿泊

2日目 《フリープラン》観光又はビジネス——大阪空港——出雲空港

●宿泊

大阪東急イン ☎ (06) 315-0109 京都東急イン ☎ (075)593-0109

神戸ワシントンホテル ☎ (078)331-6111 ホテルフジタ奈良 ☎ (0742)23-8111

福岡フリープラン 普通往復航空運賃 **29,880円**

●旅行代金(1人あたり)(一泊した方がお得です)

1泊2日コース **28,800円** (ツイン) **29,300円** (シングル)

2泊3日コース **35,000円** (ツイン) **35,900円** (シングル)

●行程

1日目 出雲空港——福岡空港《フリープラン》観光又はビジネス——宿泊

2日目 《フリープラン》観光又はビジネス——福岡空港——出雲空港

●宿泊

小倉東急イン ☎ (093)521-0109 ホテルリッチ博多 ☎ (092)451-7811

三井アーバンホテル福岡 ☎ (092)451-5111

(注)

- ① 出発日 昭和62年4月1日～63年3月29日発の毎日(12/26～1/8,出発を除く)
- ② 4/28～5/6、7/24～8/23出発は旅行代金に変更となりますので、詳細はお問い合わせ下さい。
- ③ 2泊3日コースの場合は同じホテルの連泊となります。
- ④ 旅行代金に含まれるもの、往復航空運賃、宿泊費(朝食付)、主催旅行保険(1,000万円)
- ⑤ お申込みは、出発日の4日前までにご予約下さい。

申込は



日帰りから世界の空まで
(株)一畑トラベルサービス
大田営業所 TEL (08548) 2-5515

ストレッチ体操で 積極的な疲労回復を!!

ストレッチングしてますか？ つづけている人は、この体操の素晴らしい効果を自覚されてきたのではないのでしょうか。

今回は、ゴルフの前後や家事に疲れた時などにやってもらいたいプログラムを紹介します。



② 肩、体側のストレッチ

頭の後ろで肘を反対方向

※おなじみのストレッチの応用です。



① 背のびのストレッチ

※手の平を上に向け、息をはきながら両手で体をつり上げるような気持で背のびをしましょう。上半身全体のストレッチです。



③ 胸、肩のストレッチ

※ゴルフクラブやタオルを広目に握り頭の上上げます。ゆ

っくりと息をすいながら、胸を大きく前に突き出していき、同時に肩も後ろに引いて胸肩のストレッチをしましょう。



④ 体幹のストレッチ

※壁、木立、フェンス等に背を向け

て立ちます。ゆっくり息をはきながら腰を中心にひねり、体幹をストレッチしましょう。



⑤ ふくらはぎ、アキレス腱のストレッチ

※④のストレッチにつづけて下腿もストレッチしましょう。つま先をまっすぐ前に向け、後ろのかかとが浮かさないように注意しながら、前によりかかりアキレス腱に緊張を感じたら止めストレッチします。



⑥ 大腿部、後部のストレッチ

※肩幅に両足を開き、つま先を前面

に向けた姿勢から、腰を起点にしてゆっくりと上体を前屈させます。太ももの後ろに緊張を感じたら止めストレッチします。上体を起こすときは、一度膝を深く曲げてから立ち上がるようにして下さい。

⑦ 下肢全体のストレッチ



※立った姿勢から、つま先を少し

開いて深くしゃがみこんでみましょう。両足首、膝のそれぞれの関節と鼠径部（内もものつけね）がストレッチされます。

いよいよ「冬」本番です。この時期になると、暖房機具を最良の友とし、とかく運動不足を訴える機会が増えてしまいます。こんな時にこそ、このストレッチ体操で、かじかん手足を気持よく伸ばしてやり運動不足の解消を図ってみてはいかがでしょうか。

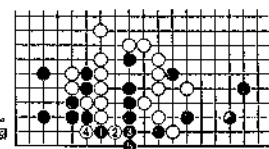
ストレッチ体操は、気持ちよく伸ばすことで、肉体的にはなく精神的にも良質のリラクゼーションを得ることが出来、ストレスの解消にも有効であるとされています。お風呂上がりにストレッチングしましょう。

資料「ホブアンダーソン」の「ストレッチング」より

囲碁解答

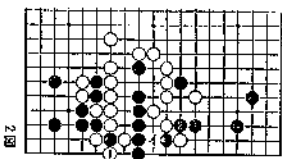
ワタリの筋

1図（連けいブレイ）
黒1、3から白4とキラせて黒5とオリキるのが、連の手筋であり、これに限る手順です。



2図（黒成功）

白1と抜かせて黒2のキリです。初めに黒2とキルのは白イで失敗。



時代のニーズにお応えして

法人会の経営者大型総合保障制度に 新たに総合型・Lタイプ新発売!

会員のみなさまに大変ご好評をいただいております「経営者大型総合保障制度」に新たに総合型・Lタイプを発売いたしました。
高齢化する社会、さまざまな経営上の問題など、時代のニーズにお応えして経営者の皆様に“安心”と“ゆとり”をお届けいたします。

- 特徴**
- ①85(80)歳までの長期保障、掛金は一定。
 - ②節税しながら積立ができます。
 - ③ワイドに充実した保障内容。

ご契約例 45歳 男性 85歳満了 5,000万コースの場合
月額保険料 90,214円

保障内容

病気死亡 5,000万円 事故死亡 1億円
成人病入院1日 2万円(最高300日分) 成人病以外1日 1万円
事故入院 1日 1万円+休業保障 1日 15,000円

途中解約時の受取額

解約時の年齢	60歳時	65歳時	70歳時	75歳時
お払込累計額	約1,623万円	約2,165万円	約2,706万円	約3,248万円
解約時受取額	約1,371万円	約2,135万円	約3,069万円	約4,141万円
実質負担額	約 252万円	約 30万円	約△363万円	約△893万円

(記載の解約時受取額は、昭和62年度当社支払配当率そのまま推移したと仮定して試算したもので今後変動することがあります。将来のお支払額を約束するものではありません。)

②残りの期間は、保険料全額を損金算入するとともに、①により資産計上した累積額をその期間の経過に成じり崩して損金に算入する。

①従来型と同様、全額損金算入する。

△保険期間30年の場合>

保険料の1/2
資産計上累積

18年 12年

△右の年齢より上の方は定期保険となります。

●長期定期保険となる加入年齢の範囲

85歳満了	64歳以下の方
80歳満了	54歳以下の方

①長期定期保険となった場合の税務
①保険期間の6割に相当する期間は、保険料の1/2を前払金として資産に計上し、残り1/2は損金算入とする。

△Lタイプ△の税務
長期定期保険と通常の定期保険に分れます。保険期間は歳満了のため、加入年齢で異なります。

お問合わせ・資料請求は……大田逋摩法人会 ☎(08548)2-0765 大同生命浜田営業所 ☎(08552)2-5965

編集後記

大田市が、国立公園三瓶山を軸として策定しているリゾート構想が公表され、その実現が期待されています。又、その一環となる、大森銀山伝統的建造物群保存地区も、全国第二十六番目の町並保存地区の指定を受けることに、去る十一月十三日に決定をみました。

この日は、丁度、韓国大田市と、わが大田市が姉妹結縁のため、出雲空港よりチャーター便にて、韓国へ出発する日でもありました。

各種の事業が実現し、人の往来も増えて、当法人会の園域が活性化することを期待するものであります。それに歩調をあわせて、会報の内容も、豊富にしてゆきたいものです。

最後にこの編集に御協力賜りました方々に、厚く御礼申し上げます。

(広報部 渡辺)

“真心で奉仕する”

菓子食品総合卸商社

森田製菓株式会社

喫茶部/パフェシティー「みすみ」☎②1760

ギフト部/ギフト「だいこく」☎②3606

代表取締役社長 森田 敏子

〒694 島根県大田市長久町長久 TEL (08548) 2-0870(代)

スーパー こだま

巨大迷路大脱出

そば処 沙羅

フィールドアスレチック杉の子村

有限会社 児玉商店

大田市三瓶町志学 ☎(08548) 3-2226

迅速・安全

有限会社 仁摩タクシー

代表取締役 大島 武敏
仁万駅前 電話(08548)8-2046 夜間電話(08548)8-2511
有線 3546 有線 2955

温泉津町商工業協同組合

代表理事 森崎 禎璋

〒699-25 島根県瀬摩郡温泉津町 電話(085565)2065番

総合建設業

有限会社 堀工務店

代表取締役 堀 芳信

☎699-22 大田市波根町665番地 TEL (08548) ⑤8151

マルキフopan 一般高圧ガス(酸素、窒素、炭酸ガス等)
ガスを通して地域発展にご奉仕

Ⓜ 大田マルキ株式会社

大田市静間町 ☎(08548) 4-8411



大田遡摩法人会会報 第14号

昭和62年12月15日発行

発行所 大田遡摩法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540